

令和4年5月6日

さいたま市環境局
資源循環推進部産業廃棄物指導課
環境共生部環境対策課

産業廃棄物焼却施設の改善措置の完了について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン特措法」という。）に基づき施設設置者に対して産業廃棄物焼却施設の改善を命じた件について、下記のとおり改善措置が完了しましたのでお知らせします。

記

1 施設設置者

株式会社エスアンドエスリサイクルセンター

（本社所在地）さいたま市岩槻区大字笹久保新田字中谷461番1

（施設所在地）さいたま市岩槻区大字笹久保新田字中谷460番 外3筆

2 改善命令の内容

(1) 廃棄物処理法における改善命令の内容

施設の煙突から排出される排ガスについて、ダイオキシン類濃度に係る維持管理の技術上の基準（ $10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）を満たすように改善すること。

(2) ダイオキシン特措法における改善命令の内容

施設の煙突から排出される排ガスについて、ダイオキシン類濃度に係る大気排出基準（ $10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）を満たすように改善すること。

3 改善を命じた日（処分年月日）

令和4年2月7日

4 改善措置が完了した日

令和4年4月27日

5 改善措置の状況

原因を究明して必要な改善措置を講じ、措置後に採取した排ガス中のダイオキシン類濃度が基準に適合した。

問い合わせ先

（廃棄物処理法について）

産業廃棄物指導課

電話：048-829-1608

（ダイオキシン特措法について）

環境対策課

電話：048-829-1330